

# 令和6年度神奈川県燃料電池フォークリフト導入費補助金の手引

令和6年4月26日

神奈川県環境農政局脱炭素戦略本部室

## 1 補助金の概要

燃料電池フォークリフトの導入に要する経費の一部を補助します。

## 2 補助要件

- (1) 法人が燃料電池フォークリフトを導入する事業
- (2) リース事業者が、法人に対してリースするために燃料電池フォークリフトを導入する事業

## 3 補助対象車両

- (1) 一般販売されている新車であること。
- (2) 神奈川県内で使用すること。
- (3) 車両販売業者が販売促進活動（展示・試乗等）に使用する車両でないこと。

## 4 補助対象事業者

燃料電池フォークリフトの導入について、環境省補助執行団体が交付する補助金（以下「環境省補助金という。」）の交付申請を行った法人、リース事業者

## 5 補助対象経費

環境省補助金の補助対象経費と、当該車両に対応する一般的なエンジン式車両の導入経費の差額とします。

## 6 補助金積算方法・上限額

補助対象経費に2分の1を乗じた額。ただし、上限額は500万円とします。

## 7 交付申請の受付期間

令和6年4月26日（金）から令和6年12月27日（金）まで（郵送必着）

※予算上限に達した時点で終了します。

## 8 補助事業の流れ

### (1) 交付申請書の提出

「10 提出書類」を参照し、必要書類を整えた上で、交付申請書を郵送で提出してください。

### (2) 交付決定通知書の送付

申請内容を審査し、補助の要件に適合した場合、交付決定通知書を送付します。

交付決定前に納車・代金の支払完了がなされると、県の補助金は交付対象外になります。

必ず交付決定日よりも後に補助事業に着手してください。

審査には1か月以上かかることがあります。申請書は補助事業の着手予定日の1か月以上前に提出してください。

### (3) 車両の導入

交付決定日よりも後に納車・代金の支払完了、車両導入のための手続を進めてください。

納車・代金の支払は、全て令和7年3月24日（月）までに必ず完了させてください。

### (4) 実績報告書の提出

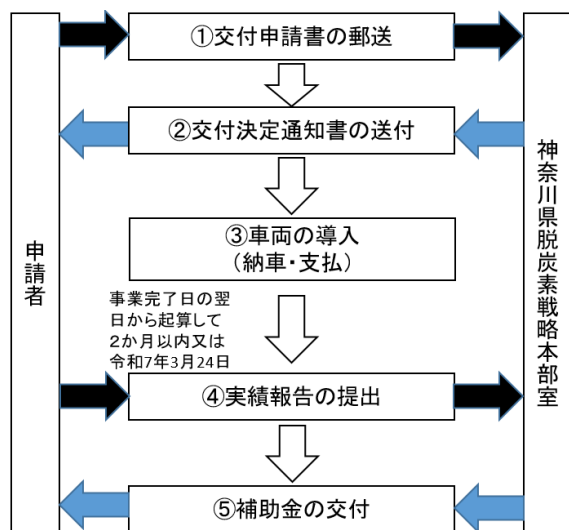
次のうちいずれか早い日までに郵送で提出してください。

- 1 納車または代金の支払が完了した日のうち、遅い方の日の翌日から起算して2か月以内
- 2 令和7年3月24日（月）

### (5) 補助金の交付

実績報告書を審査し、補助の要件に適合した場合、補助金を交付します。

#### 【事業実施の流れ】



## 9 その他の主な補助条件

- (1) 年度内（令和7年3月24日（月））に事業を完了し、実績報告書の提出が可能なこと。
- (2) 神奈川県暴力団排除条例の対象に該当しないこと。当該確認のために神奈川県警察本部への照会を行うことについて了承すること。リースの場合もリース事業者及びリース使用者について神奈川県警察本部への照会を行います。
- (3) リースの場合、補助金相当額が使用者のリース料金に還元されること。
- (4) 補助事業により導入した車両については、次の期間内に補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供し、取り壊し、又は廃棄（以下「処分」といいます。）する場合には、知事の承認が必要になります。また、知事の承認を得て処分した場合、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ぜられることがあります。

## 10 提出書類

### (1) 申請に必要な書類

書類名称	様式番号	備考
ア 神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金交付申請書（燃料電池産業車両）	別表 4 第 15 号様式	
イ 役員等氏名一覧表	別表 4 第 15 号様式別紙 1	
ウ 登記事項証明書（原本又は写し）		※ 1 ※ 2
エ 共同申請同意書（燃料電池産業車両） （リース事業の場合のみ）	別表 4 第 15 号様式別紙 2	
オ 環境省補助金の交付申請書の写し		
カ 環境省補助金の交付申請に係る書類一式の写し		
キ その他知事が必要と認める書類	その他、必要な場合は追加の書類提出を求めることがあります。	

※ 1 リース事業者が申請する場合は、リース事業者の登記事項証明書とリース先の登記事項証明書の両方を提出してください。

※ 2 登記事項証明書は、現在事項証明書と履歴事項証明書のいずれでも構いません。  
（発行日から 3 か月以内のもの。）

### (2) 実績報告に必要な書類

書類名称	様式番号等
ア 神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金実績報告書（燃料電池産業車両）	別表 4 第 24 号様式
イ 環境省補助金の完了実績報告書の写し	
ウ 取得財産に係る管理台帳の写し	
エ 導入した燃料電池フォークリフトの売買契約書の写し	
オ 当該事業に係る支出を証する書類の写し	
カ 車両賃貸借契約書の写し （リース事業の場合のみ）	任意様式 ※車両賃貸借契約書には、車両番号や契約期間等の記載が必要です。記載がない場合は、内容の分かる車両受領証や納品書等を添付する必要があります。
キ 補助金振込先情報が記載された通帳等の写し	口座名義人（フリガナ）、金融機関名及び店名、預金の種類、口座番号が記載されている部分を添付してください。
ク 神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金仕様変更報告書及び変更に係る書類 ※交付決定額にその 20%を超える影響を及ぼさない補助対象設備の仕様等を変更した場合のみ	別表 4 第 24 号様式別紙
ケ その他知事が必要と認める書類	その他、必要な場合は追加の書類提出を求めることがあります。

## 11 申請内容の変更について

### (1) 計画変更時

変更承認を申請する際は、次の書類を提出してください。

- ・神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金変更承認申請書（燃料電池産業車両）（別表4第18号様式）

リースにより導入した場合は、次の書類も提出してください。

- ・変更承認共同申請同意書（燃料電池産業車両）（別表4第18号様式別紙）

### (2) 中止・廃止時

中止・廃止承認を申請する際は、次の書類を提出してください。

- ・神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金中止・廃止承認申請書（燃料電池産業車両）（別表4第21号様式）

リースにより導入した場合は、次の書類も提出してください。

- ・中止・廃止承認共同申請同意書（燃料電池産業車両）（別表4第21号様式別紙）

### (3) 車両を処分する時

財産を処分する際は、次の書類を提出してください。

- ・神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金財産処分等承認申請書（燃料電池産業車両）（別表4第26号様式）

## 12 問合せ先

神奈川県環境農政局脱炭素戦略本部室 運輸グループ

燃料電池自動車等導入費補助金担当

電話 045-210-4133（直通）

受付時間 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く。）

8:30～17:15（12:00～13:00は除く。）

## 13 書類の提出先

次の宛先に1部を郵送（極力、追跡できる郵送方法）してください。

（県から問合せがあったときのために必ず写しを手元に保管してください。）

〒231-8588

横浜市中区日本大通1

神奈川県環境農政局脱炭素戦略本部室 運輸グループ

燃料電池自動車等導入費補助金担当